

「江別市自治基本条例検討委員会から提出された提言書に対する市の考え方について」の意見公募(パブリックコメント)結果

令和4年2月

江別市生活環境部市民生活課市民協働担当

■意見の募集結果

募集期間	令和3年11月29日(月)～令和4年1月7日(金)
提出者数	3人(2人、1団体)
提出件数	7件

寄せられたご意見については、できるだけ正確に表すため、個人を特定できる箇所やご意見以外の記述を除き、可能な限り原文のとおり掲載しています。

No.	寄せられたご意見	ご意見に対する市の考え方
1	自治基本条例の改正の必要性 検討委員会の提言、提言にを受けての市の考え方にあるように直ちに条例改正条例の改正が必要であるとは認められないが、この検討提言を機に4年に1度の検討だけでなく、自治基本条例の目指すところが市民に認識されるよう市民への説明や情報提供、市の行政組織への周知の徹底に努めることにより、市民と行政が共有する資産としてのさらなる定着が望まれる。そのためには、検討委員会からの指摘はの実行は当然であり、検討提言にかかる市民からの問題提起や意見にも真摯に向きあう取り組みが必要であると考えます。 (特に、前項までに具体的に指摘してきたように、)市の行政組織内部では条例は知っているが実行しなかったり、間違った認識による運用も少なくないことから自治基本条例、市民参加条例に基づく市長のガバナンスとしてのチェックと市内部の意識改革を強く望みます。	検討委員会からの提言を踏まえ、市民や行政組織内部への定着をさらに図るとともに、次回の条例の検討に向け、情報収集などを行いながら準備を進めてまいります。
2	私は学生時代経済学部経営学科出身だったので、専門用語を使わせていただくと、民間企業における目標の達成度をはかる指標として、「課業の設定」という言葉を使います。それは行政においても応用できることであり、江別市の取り組みに対する検証の結果を受けての提言書であるとのことで、そうした貴重な提言は、有効的にいかされるべきであると考えます。 パブリックコメントといった機会も、一般市民が行政と接するうえでの重要な機会といえますので、そうした啓発意識というものは重視したいところです。	検討委員会の提言を踏まえ、より多くの市民に市政への関心を持っていただけるよう意識啓発を図ってまいります。

No.	寄せられたご意見	ご意見に対する市の考え方
3	【市民参加・市民協働の推進について】 ① 市民参加について 市民参加については、十分な周知期間がなかったり、わかりやすい広報となっていないことが見受けられ不十分です。全庁的な再確認等を要望します。 子育て中の方や様々な当事者が参加できる環境作りにも積極的に取り組むことが大切であり必要です。 ② 市民協働について 人口減少に向け、市民参加と同様に両輪的で重要なまちづくりの姿と認識します。すでに「協働のまちづくり」に参加協力している実態もあります。列挙すればたくさんあるのではないかと考えています。 検討結果では、条例化することに慎重ということと読み取れます。「条例とは」についての捉え方や解釈はいろいろあるのかもしれませんが、縛る・縛られるというイメージ的な考え方ではなく、絶え間なく目指していきながら自治の基本である補完性の原理に基づきまちづくりをすすめて行くことが大切なことだと思います。 ③ 市長及び職員について（提言書では触れられていませんが） 市民への意識啓発が主に求められているように感じられますが、条例の理念の理解については、市長も職員も未だ十分とはいえないと感じています。今後ともさらなる意識醸成に努めることが必要ではないかと思っています。	検討委員会の提言を踏まえ、 ①市民参加につきましては、分かりやすい説明や資料の作成、参加方法などを工夫し、より多くの市民が参加できるよう努めます。 ②協働の事例を紹介するなど、まずは市民の意識を高める取組に努めながら、条例制定につきましては引き続き検討課題といたします。 ③市職員の意識醸成に関しましては、条例を理解して業務に生かせるよう研修の進め方など工夫いたします。
4	【行財政運営について】 ① 財政運営について 検討結果の趣旨について理解します。現状の江別市の財政状況はとて厳しく、市の貯金は減る一方です。不測の事態にも対応するための貯金がいつになったら増えていくのかと懸念します。必要な事業へ振り向けることは理解しますが、スクラップアンドビルドを行い、身の丈にあった地道な行財政運営が求められます。財源確保のための様々な見直しや適正な貯金額を維持（使ったら、いつ積み戻すのかなど）しなければならず、行政内部におけるけん制する機能（条例等）が必要ではないでしょうか。選挙で変わっていく市長だけに全ての権限を持たせない仕組みが求められます。私たち市民が納める税金ですから、人口減に向けての財政状況の現実的な厳しさを、これまで以上にわかりやすく市民へ情報提供することが不可欠です。 ② 「信託」とのことばの使い方について 信用して任せる（市長）→信託 責任を持たせて任せる（議員）→負託 と理解していますが、議会には議会基本条例があるので、これら含め改めて検討し整理していくことが必要です。	検討委員会の提言を踏まえ、 ①市民が安心できるような財政運営を行うとともに、分かりやすい説明や情報提供に努めます。 ②「信託」という表現につきましては、定義を整理し、条例の解説書の中で分かりやすい説明に努めます。

No.	寄せられたご意見	ご意見に対する市の考え方
5	自治基本条例の検討に関する意見等 検討委員会から市長に提出された提言に対し、これまでの検討提言への対応にはなかった市民意見募集のパブリックコメントが実施されることになった新たな対応は評価でき、今後の展開に期待しますが、検討での多くの問題があることを指摘せざるを得ません。 ①検討過程において市民の意見を聞く機会が設けられていないこと ②市民公募の委員が4名であったものが前回から2名に削減され、今回の公募委員2名は市外在住の特定の大学の学生男女各1名で、市が依頼した学識経験者とクラスターといえる関係が2回の検討委員会の傍聴で明らかになったことから市の検討委員の選考が適切でないこと ③2回の検討委員会の議論が市民アンケートの分析に終始し、自治基本条例の検討といえないこと ④前回の提言に対する取り組み状況や評価の議論がほとんどなかったこと ⑤自治基本条例に関連して制定された市民参加条例などに基づく市民参加について十分な議論がなされるのか疑義を持たざる得なかったこと 以上から検討委員会の検討において市民の意向が反映されないことが強く懸念されたので、問題意識を持つ市民が意見や要望を提出できるシステムが設けられていないことからやむを得ない措置として検討委員会の委員長に対し、意見と要望を聞いて必要な措置をとっていただけるよう「市民の声」を提出したところ、検討委員会で紹介し、議事録の付帯資料として保存公開できるように措置するとともに、意見要望提出者から説明を聞き、意見交換する場が設けられ議論ができたことは有意義で、その後の第3回以降の議論が活発化したと感じられたこと、さらに8月6日の第6回検討委員会（最終回）終了後に時間がなかったので要望があったことについて十分な議論でなかったが、市長に提出するまでにさらに意見要望に沿った提言が提出されたことが確認できたことから意見と要望を提出したことの意義は大きかった考える。 このような検討過程の問題を市に認識いただくとともに、次の意見と提案を提出しますので、包括的抽象的でない市の個別具体的な見解が示され、実行されることを要望します。 ①自治基本条例の検討における市民以降の確認が重要であることを再認識いただきたいこと。次期の自治基本条例の検討においては、市民アンケートが市民の意向のすべてであるような考えを改め、他の計画や方針の策定のように案の段階でも市民の意向を確認すべきであること ②検討委員会の市民公募は自治基本条例が市民の参加と議論からできたものであることから、今回の検討委員会委員の選考は適切といえず、問題があることを認識し、次の自治基本条例の検討に向けて、市民公募委員を少なくとも以前の4名に戻し、多様な市民が検討に参加し、議論できる場になるよう取り組むこと。なお、今回のような偏った公募委員にならないよう十分な配慮がなされること ③江別市議会では別に議会基本条例を定め、それに基づき「議会と市民の集い」を年数回、地域別に開催して市民との対話を行っている一方、市ではこうした市民の意見を聞く取り組みを行っていない。検討委員会の提言や指摘にもあるように自治基本条例の理念が市民に十分理解されているか疑問であり、意識して市民生活に根ざすものになっているかも疑問である。参加したくても対象にならない市民アンケートや子供向け資料の作成 配付とか、一方的な市の広報誌でのPRだけでは不十分であることを認識され、市民説明会や意見交換セミナーなどを高齢者などを含む世代別や参加しやすい地域別に実施する取り組みが必要であること。	ご意見・ご提言として、市民参加に当たっての参考とさせていただきます。

No.	寄せられたご意見	ご意見に対する市の考え方
6	市民参加における問題提起と意見等 市民参加については、自治基本条例の基本理念の一つであり、自治基本条例に基づき市民参加条例が制定施行されているが、検討委員会からの指摘があるように、市民の理解が進んでおらず、市民参加条例を盾にした付属機関参加への差別化と参加抑制とも解せざるを得ない対応が市の内部で行われており、市民参加における自治基本条例の理念が機能していない実態があることを認識願いたい。 市民参加についての問題を前出の「市民の声」として自治基本条例検討委員会の委員長あてに具体例を示して検討を要請し、対面で説明聴取と意見の聴取の機会をいただき、議事録の資料として公開される措置もとられたが、検討の時間が不足で十分でなかったが、委員長から市長への提言にあたって問題があることを伝えたいとの意向が示され、一定の理解が得られたと受け止めている。 市としては提言の趣旨を踏まえて、市民参加を所属部署任せでない市長のガバナンスとしての取り組みが必要である。こうした経過も含めて自治基本条例、市民参加条例に基づく市民参加における問題を次のとおり提起するので、包括的、抽象的な見解ではなく個別具体的に認識と取り組みに関する考えを示していただきたい。 ①市民の提言や照会、市民意見の聴取、付属機関の委員公募選考などにおいて所管部署では条例の存在を知っているが、自分たちの解釈を優先し、時には誤った理解で市民に対応しており、総合計画などの一部を除けば市長のガバナンスは感じられない。 所管部署による都合の良い解釈や市民参加への理解欠如の市民対応が日常化していると指摘せざるを得ない。自治基本条例や市民参加条例の所管部署だけでなく、市民参加が公正適正に行われるよう市役所全体に徹底すべきである。 ②市民の声、市政への提言は公開されることなく、所管の係に保存されるだけにとどまっているのではないかと推定ざるを得ない実態にある。前回の検討でも提言されているように、提出者が拒否しない限り誰もがみられるよう公開される必要があり、市政推進において生かされるべきである。すべてが個人情報であるかの理解で公開されない措置は適当でない。新聞の投書欄のような意見交換の場になることを提案します。 ③市民アンケートは往々にしてその規模が小さく、そのアンケートが市民意向のすべてであるがごときに処理されている者が多い。(51年間江別に住んでいるが、自分から参加を申し出たもの以外にアンケートの対象者になったことがない)アンケートの規模を事案や内容に合わせ拡大することや説明会を開催して参加者の理解を確認するなどの対応が必要である。特に今回の自治基本条例のアンケートのように市民の個別意見をできるだけ掲載するなど市民の認識や意識、意向が重視されるべきものについては、対象をできるだけ広げ、多くの市民の意見が反映されることが必要である。さらに、回答者から一定数を抽出して詳しく市民意向を議論確認する手法も必要である ④パブリックコメントは実施数は増えたが、検討委員会の指摘のように説明不足で、ハードルが高いことから、参加者は一部を除いて2名にとどまり、パブリックコメントを実施したという行政のアリバイづくりにしかになっていないことが多い、市民の理解を深めるための説明に努め、参加者の拡大を進めなければならない。 さらに、提出されたパブリックコメントは市の所管部署の一方的な区分と評価が市の考えとして公表され、応募者には質問、反論も許されない。国や道と異なる12万人市民のまちとしての参加異議があり議論できるパブリックコメントであるべきである。現在公表されているような意見を求めた項目と応募数などの数字の羅列のパブリックコメントではなく、市民の意向確認と対話の契機になるものでなければならない。	ご意見・ご提言として、自治基本条例の検討や周知に当たっての参考とさせていただきます。

No.	寄せられたご意見	ご意見に対する市の考え方
7	今回の自治基本条例検討委員会の委員長にも意見や疑問を提示し、検討を要望したが、市の資料提供が包括的であり、検討時間の不足、委員長以外の委員の関心が低いことなどから十分な議論がないまま抽象的、総論的な提言にとどまっていることは残念である。提言を受けた市のきめ細かい取り組みが要請されるものである。あらためて付属機関への市民参加について問題を提起するので、個々具体的に見解を示すとともに、所管部署任せでない市長のガバナンスとしての対応を求めるので理解できる考え方を示していただきたい。 (1) 市民公募者の数をほとんどの付属機関等において男女各1名の画一的ものとしており、さらに女性参加を拡大するという名目で本当に男女同数でなければならないのかの説明もなく女性を優遇し、関心のある市民を排除することにつながっているが、公募委員だけに男女同数を求めるのではなく、付属機関全体で考えるべきで、関係機関団体などの推薦や所管部署任せであってはならない。 また、付属機関等の規模や性格の相違は無視されていて市長のガバナンスとして点検見直しが必要であり、メンバーが20名を超えるような大規模審議会等でも市民公募が2から3名とされていることは適当といえない。特に、経済審議会、社会計画審議会、交通安全対策会議の市民公募数は少なすぎると指摘せざるを得ない。 さらに、自治基本条例検討委員会では所管部署が変わった時から市民公募を4名から2名に減員しており、行政改革推進委員会においては理由が示されることなく4名を2名に削減し、介護保険事業計画策定委員会は介護保険事業運営委員会に改編したことを理由に4名から2名に減員しており、地域社会福祉策定委員会も市民公募を半減させていることは問題であり、適切とは言えない。 (2) 市民公募委員の選考において、公募の際に選考基準や選考方法が具体的に示されず所管部署による恣意的な選考を類推せざるを得ない選考が行われているものが多い。特に、経済審議会、社会福祉審議会、地域福祉計画策定委員会、市立病院の役割とあり方検討委員会、かわまちづくり協議会の選考においては情報公開で得た情報などから日頃所管部署に出入りしているか、職員等関係者との知り合いであることから公正と言い難い選考が指摘できる。 こうした不公正とはいはざるを得ない選考が行われないよう、市長のガバナンスの徹底とともに外部の人材や所管部署以外の職員幹部を選考委員にするシステムも必要である。 (3) 付属機関等の委員の公募にあたり市民参加条例施行規則により3以上の兼職者の応募を認めていない上に、所管部署の選考基準等で当該付属機関等とのみならず、全体の委員経験を劣後評価とし、そのほかの意見や小論文や作文応募動機がいくら優れていても排除している公正な選考とは言えない事例が多いことは、所管部署に丸投げでガバナンスが機能していない証左であるので直ちに改善を要する。 また、これらの選考に関し、市民の声などによる意見照会に対し、市民参加条例第7条第2項を適用して経験者を排除したとの返答が繰り返されたが、同条項は公募だけでなくすべての付属機関の委員に適用されるものであり、同条項を盾にした市民公募の経験者排除の理由にすることは不当であると指摘せざるを得ない。またに公募委員にだけ就任経験による排除を適用し、それ以外の市が指名する委員の中には5件以上の兼職者や10年以上にわたる者の存在を指摘せざるを得ない。こうした公募委員の選考に対する不当な事態を把握した市の見解を明らかにしていただきたい。 特に、上下水道事業経営検討委員会においては他の委員会での就任を理由に5回にわたり劣後評価され、応募意見が優れているにもかかわらず落選させられたことは遺憾であり、納得できない。介護保険制度運営委員会においては、これまでの付属機関委員のすべてでの就任経験を対象にした劣後として排除されたことは看過できない。廃棄物減量等推進等審議会においては新規応募者に選考基準全部の5項目のすべてに各1点を加点し、小論文で最優秀であった経験者を排除している実態がある。選考経過に関する照会に対し、いずれも市民参加条例第7条第2項を根拠に正当性を主張しているが、同条項は市民公募委員にだけ適用されるものでないことは明らかであり、他にもこうした誤った認識を持っているものがあると考えられる。この問題に対し、市民公募を実施している付属機関等のすべてについて委員経験者に間違った差別をしていないか確認されることを重ねて要求します。	ご意見・ご提言として、市民参加に当たっての参考とさせていただきます。また、今回の意見公募の趣旨と異なる観点でのご要望につきましては、今後の参考とさせていただきます。

No.	寄せられたご意見	ご意見に対する市の考え方
7	(4) 市民公募委員の参加が必要なものがないか市民参加手続きチェックシート、審議状況などから再点検し、所管・・・部署に対し、勧告や指示が必要である。 特に、「まち・ひと・しごと創生有識者会議」においては、発足時のパブリックコメントで市民参加の必要性が指摘されており、市の考え方でも必要性を認めているにもかかわらず、7年間にわたり公募が行われていない。 (4) 市民参加のガバナンスとしてのチェックが必要な市民参加に状況の確認が所管部署から出された市民参加手続きチェックシートそのまま公表されており、特記事項はすべて空白であり、統括部署においてチェックし、注意勧告が行われていないので踏み込んだ取り組みを期待する。	